

**令和 4 年度 カーボンニュートラル推進事業
飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託 仕様書**

1 委託業務名

「飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 目 的

改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画「事務事業編」の改定及び「区域施策編」の策定にあたり、温室効果ガスの現況推計、総量削減目標を検討し、温室効果ガス排出抑制等に関する対策、施策の立案につなげるものとなります。

なお、第 3 次飯山市環境基本計画では、2030 年度の二酸化炭素の排出量を 2010 年度比で 62% 削減し、2050 年のカーボンニュートラルを達成する目標を掲げています。

4 業務の内容

4-1 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 「区域施策編」の策定

(1) 基礎調査及び現状分析

地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、次の事項について情報の収集整理を行い、現状を分析します。

① 市内の分野別のエネルギー（電気、LPG、灯油などの石油製品、薪などの木質バイオマス、太陽熱又は雪氷冷熱）の使用の状況

アンケート調査による把握を想定していますが、より効果的な手法がありましたら、ご提案ください。

なお、二酸化炭素の排出量については、環境省の自治体排出量カルテを基本としますが、エネルギーの使用状況の調査結果など地域事情による補正等、必要な対応を行うものとします。

また、策定においては、環境省から発行されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（最新版）」に沿って策定するものとします。なお、このマニュアルのとおり、二酸化炭素以外の温室効果ガスについても集計するものとします。

環境基本計画では、二酸化炭素のみを対象とし、区域施策編では、その他温室効果ガスについても対象とします。

② アンケートによる現状把握

アンケート等による地球温暖化防止、省エネ化、再生可能エネルギーに関する意識調査及びエネルギー使用量の把握を行います。

アンケートの概要及び費用負担は以下のとおり予定しています。

発送予定枚数 市民 1000 件、事業者（所） 120 件

ア 受託者

- a アンケートの企画・提案
- b 調査票の設計
- c 事業所抽出方法の提案
- d 返信用封筒（長形３号）の作成・印刷
- e 回答用の封筒の郵送料の負担（料金受取人払郵便）
- f 回答の集計
- g 集計結果の分析
- h 調査結果報告書の作成

イ 市

- a 調査対象者の抽出、宛名シールの作成
- b 調査票、依頼文書の印刷、封入封緘
- c 調査票の発送（郵送料も含む。）
- d 調査に関する問合せの対応

③ 事業者・業界団体へのヒアリング

４回の開催を予定しています。

④ 市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計

既存の資料及び飯山市新エネルギービジョン並びに基礎調査で把握した事項を基に、再生可能エネルギー毎の導入ポテンシャルの推計を行います。

⑤ 目標に対する進捗を把握するための「指標」となる事項の提案

この「指標」は、当市の区域施策編における脱炭素の取組の進捗を管理するもので、確認方法が確立できるものであり、また、コストや時間をかけずに情報収集できるものとします。この指標について、いくつかご提案下さい。

なお、第３次飯山市環境基本計画では、自治体排出量カルテにより排出量を算定しています。自治体排出量カルテでは、按分法等の簡易な手法で推計しており、市内のエネルギー使用実態や脱炭素の進捗の偏りが平均化されてしまうことから、対策・施策の実施量及び効果を把握するためにも、この指標が必要となります。

⑥ 当市と似た自然的、経済的条件である地域での取組情報の収集整理

再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に向けた取組について情報の収集及び整理を行います。必要に応じて、市が行う視察等に同行していただきます。

⑦ 環境省、経済産業省、総務省、内閣府等国及び長野県の補助事業情報の収集整理

対象とする補助金等 補助金、地方債

対象 脱炭素及び省エネ・エネルギー転換を推進するもの。市が市民・事業者に対し

補助できるものも含まれます。

対象期間 令和5年度（令和4年度繰越を含む。）とします。

内容 対象（要件又はメニュー）、補助率、限度額、間接補助の可否等。脱炭素先行地域については、これに類する事業を併せて、メニューや補助率等をまとめるものとします。

(2) 将来の温室効果ガスの排出量に関する推計

① 次の項目毎に推計を行うものです。bとcについては、(3)の数値を反映させるものです。

- a BAU（現状趨勢）
- b 第3次環境基本計画の目標達成のための取組
- c 2030年度において、特定の地域で、民生部門でのカーボンニュートラルを達成するための取組

② 実績確認及び推計する年度は、次のとおりです。

- a 実績確認分 2013年度、 2020年度、 2021年度
- b 推計分 2022年度、 2030年度、 2040年度、 2050年度

（なお、アンケートなどでエネルギーの使用実績を確認する年度は、自治体排出量カルテの結果等を踏まえ、打合せのうえ決定するものとします。）

(3) 削減対策及び再生可能エネルギー導入目標の提案

温室効果ガス削減の目標達成のため、次の事項について、地域、分野等ごとに、省エネ・エネルギー転換による削減効果と再生可能エネルギーの導入目標を推計し、また、提案するものとします。

2030年までは実現可能な既存の技術を主に活用した取組とし、それ以降は、現時点では市場化されていない技術も含めて推計するものとします。

- a 分野毎の省エネ等によるエネルギー使用量の削減量
- b 分野毎のエネルギー転換による温室効果ガス排出量の削減量
- c 分野毎の再生可能エネルギーの導入目標及び導入量
- d J-クレジットの活用による二酸化炭素排出量の削減量
- e 森林整備等による二酸化炭素の吸収量
- f 脱炭素先行地域の申請のため、2030年の民生部門での電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロ達成に向けた地域の提案と省エネ及び再生可能エネルギーの導入目標量

なお、エネルギーについては、電気、LPG、灯油等の石油製品を対象としますが、再生可能エネルギーとして、太陽熱、雪氷冷熱等も削減効果の対象に加えるものとします。

また、再生可能エネルギーの導入目標の設定の提案において、推計値に組み入れるものについては、導入に際しての概算費用の算出するものとします。

さらに、次の事項についても導入の検討を行いますので、排出量推計の資料の収集、整

理を行うものとしします。

- a 森林整備等を通して、製材及びその販売、薪や木質チップなどの燃料の製造・販売、木質バイオマスによる発電施設の建設による発電、廃熱の活用
- b 当市の状況にあった雪氷冷熱を利用する施設、雪室活用による農作物などの付加価値化
- c 廃食用油のリサイクルと燃料への活用体制

会議やヒアリング等で出された意見・提案等について、事務局と検討のうえ、施策や導入量に反映させてください。また、決定に調整等が必要な部分については、検討資料を作成し、会議等において方向性を決定し、とりまとめるものとしします。

(4) 構想・施策のイメージ

- ① 目標について、施策や事業に落としこみ、構想としてまとめます。
- ② 施策の方向性等を整理したイメージ図を作成します。
- ③ (3)で掲げた再エネによる発電施設及びその電気の小売の体制について、他の自治体の事例や現在の状況を踏まえて提案して下さい。体制としては、次のとおりです。
 - a 市町村が直営で行っている場合
 - b 市町村が出資する会社や団体が行っている場合
 - c 市町村と民間企業が出資する会社が行っている場合
 - d 民間企業が行っている場合
 - e その他

(5) 開催する会議等 総数 14回

会議における事前の打合せ、資料づくり、会議内容の記録は、受託者が行うものとしします。業務の進捗状況により各内容の回数が変わることがありますが、総数が増える場合は、別に協議とします。資料作成等の必要があるため、⑤についても1回としてカウントしています。

- ① 庁内検討会議 5回
- ② 事業者・業界団体ヒアリング 4団体程度
- ③ 交流都市とのヒアリング 2回程度（オンライン会議でも可）
- ④ 飯山市環境審議会 2回
- ⑤ パブリックコメント 1回

4-2 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 「事務事業編」の改定

ここで推計された数値は、区域施策編の業務その他部門に「公共施設等」として加えるものとしします。

進捗管理を行う上で必要となる庁内の「体制」について、他の自治体の事例などを踏まえて、ご提案ください。

事務事業編についても、区域施策編で得た基礎調査や再エネポテンシャルの状況等の情報を反映させますので、省エネ削減量、再エネ導入目標を設定するための資料を作成してください。

なお、事務事業編については、庁内検討会議において、区域施策編と併せて議論、検討するものとします。

5 打合せ・協議

本業務の円滑な遂行のための打合せ・協議については、月1回以上、対面又はオンラインで行うものとします。

6 報告書の作成

4及び5について、報告書としてまとめるものとします。

7 成果品

① アンケート結果

印刷仕様：2部 30～40ページ程度、A4判、カラー

② その他報告書

印刷仕様：2部、150ページ程度、A4判、白黒

③ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（案）

区域施策編 印刷仕様：2部 20ページ程度、A4判、カラー

事務事業編 印刷仕様：2部 6ページ程度、A4判、カラー

④ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 概要版（案）

区域施策編 印刷仕様：10部 4ページ程度、A4判、カラー

事務事業編 印刷仕様：10部 1ページ程度、A4判、カラー

⑤ 電子データ CD-ROM 2部 一式（上記①～④を含みます。）

保存形式：PDF 及びワード、エクセル又はパワーポイント等マイクロソフト製品で編集が可能な形式

8 留意事項

- ① 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様書に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、業務方針及び条件等の疑義を正すとともに、委託者の意向に沿った提案・助言等を行うものとします。
- ② 受託者は、飯山市個人情報保護条例を遵守し、委託者が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけません。この業務が完了し、又は、解除された後においても同様とします。
- ③ 受託者は、本業務の遂行において委託者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、書面で申し出るものとします。なお、資料の貸与を受けた場合は、該当する業務の終了後速やかに資料を返却するものとします。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧するものとします。なお、飯山市新エネルギービジョン（H17年度）、第3次飯山市環境基本計画（R3年度）を策定しています。
- ④ 委託者は、受託者の担当者が業務の遂行につき著しく不適当と認められる場合においては、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができるものと

します。この請求に対し、受託者は、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を市に通知しなければなりません。

- ⑤ 受託者は、業務完了後、委託者に業務完了届とともに成果品を提出し、市の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとします。
- ⑥ 受託者は、本業務完了後、成果品に受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により速やかに補足、修正を行うものとし、その費用は受託者の負担とします。
- ⑦ 説明会や提案等に係る資料については、委託者と打合せのうえ、受託者が作成するものとします。
- ⑧ 業務遂行上不明な点については、委託者に照会し、その指示に従うものとします。
- ⑨ 本業務により作成された成果物、著作権等の権利は、全て飯山市に帰属し、飯山市が自由に編集のうえ、公表できるものとします。
- ⑩ 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項は、その都度双方協議の上、解決するものとします。